様式第十一号（第十条の十関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 産業廃棄物処理業 | | | | | | 廃止  変更 | 届出書 | |
| 年　　月　　日  （宛　先）  　　　　　　川口市長  　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　届出者　〒  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号  　　　　年　　月　　日付け第　　　　　号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の | | | | | | | | |
| 事項について | | 廃止  変更 | したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第３項にお | | | | | |
| いて準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。 | | | | | | | | |
|  | | | | 新 | | | | 旧 |
| 廃止した事業又は  変更した事項の内  容（規則第１０条  の１０第１項第２  号に掲げる事項を  除く。） | | | |  | | | |  |
|  | | | | | | | | |
| 変更した事項の内容（規則第１０条の１０第１項第２号に掲げる事項） | | | | | | | | |
|  |  | | | | | | | |
| （ふりがな）  氏　　名 | | | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍 | | | |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　所 | | | |
|  | | |  |  | | | |
|  |  | | | |
|  | | |  |  | | | |
|  |  | | | |
|  | | |  |  | | | |
|  |  | | | |
| 廃止又は変更の  理由 | | | |  | | | | |
| 備考  　１　この届出書は、廃止又は変更の日から１０日以内に提出すること。  ２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとお  　　り」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 | | | | | | | | |

　　　　　 （日本産業規格　Ａ列４番）

（８）誓約書

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　川口市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 根拠条文 | | 欠格事項の内容 |
| 法第14条  第5項  第2号 | 法第７条  第５項  第４号 |
| イ(申請者)  ハ(法定代理人)  ニ(法人役員等)  ホ(使用人) | イ | ○　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの  （※環境省令：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者） |
| ロ | ○　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ハ | ○　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 |
| ニ | ○　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第２０４条（傷害罪）、第２０６条（現場助勢罪）、第２０８条（暴行罪）、第２０８条の２（凶器準備集合及び結集罪）、第２２２条（脅迫罪）若しくは第２４７条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 |
| ホ | ○　法第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは法第１４条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第７条の４第１項第３号又は法第１４条の３の２第１項第３号（法第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があつた日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び法第１４条第５項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） |
| ヘ | ○　法第７条の４若しくは法第１４条の３の２（法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７条の２第３項（法第１４条の２第３項及び法第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| ト | ○　ヘに規定する期間内に法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| チ | ○　その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| ロ(申請者)  ハ(法定代理人)  ニ(法人役員等)  ホ(使用人) |  | ○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。） |
| ヘ(申請者) |  | ○　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

※１　法人役員等には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。

※２　政令で定める使用人（法施行令第4条の7）とは、申請者の使用人で、本店又は支店（又は主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する者をいう。